

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とする)

目 次

◇規 則 鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則
◇告 示 生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
保険医の登録

結核予防法による医療機関の指定
結核予防法による指定医療機関の辞退
解除予定の保安林
土地改良事業の認可(五件)
過疎地域対策緊急措置法による村道の改築に関する工事の完了
◇公 告 危険物取扱者試験の実施

規 則

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第三十七号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項の表わかさぎの項の次に次のように加える。

べにずわいがに

七月一日から八月三十一日まで

第四十五条の表中

中型まき網漁業(総トン数十五トン未満の船舶によるまき網漁業を除く。)	最大高潮時以内の海域
中型まき網漁業(総トン数十五トン以上の船舶によるまき網漁業並びにとびうおまき網漁業及びばらまき網漁業を除く。)	東部海域から四千メートル以内の海域
	千五百メートル

海岸線から一万五千メートルあつては最大高潮時海岸線からトル以内及び東部海域以外では最大高潮時海岸線から五トル以内の海域

を

中型まき網漁業	総トン数二十トン以上の船舶によるもの	総トン数十五トン以上の二十トン未満の船舶によるもの
	総トン数十五トン未満の船舶によるもの(とびうおまき網漁業及びばらまき網漁業を除く。)	総トン数十五トン未満の船舶によるもの(とびうおまき網漁業及びばらまき網漁業を除く。)

最大高潮時海岸線から一万五千メートル以内の海域
 最大高潮時海岸線から七千メートル以内の海域

東部海域にあつては最大高潮時海岸線から六千メートル以内及び東部海域以外の海域にあつては最大高潮時海岸線から五千メートル以内の海域

附 則

- この規則は、昭和五十一年五月十日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

に改める。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北條町診療所	東伯郡北条町弓原四〇六番地	昭和五十一年四月十五日

鳥取県告示第三百六十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
北條町国民健康保険診療所	東伯郡北条町弓原四〇六番地	昭和五十一年三月三十一日
潮歯科医院 岸本町分院	西伯郡岸本町番原 六五七の一番地	昭和四十五年六月三十日
片山歯科医院	日野郡日南町上石見九〇六	昭和四十九年十一月一日

鳥取県告示第三百六十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
熊 井 三 治	鳥医第二、〇六三号	昭和五十一年四月十九日

鳥取県告示第三百六十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医療機関名	所 在 地
昭和五十一年四月十五日	北條町診療所	東伯郡北条町大字弓原四〇六

鳥取県告示第三百六十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和五十一年三月三十一日	北条町国民健康保険 直営診療所	東伯郡北条町大字弓原 四〇六

鳥取県告示第三百六十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字糸白見字東山、智頭町大字駒埴字櫛波（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）、字櫛波ノ内大坂四四六、字扇畑四四八、四四八の二（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課並びに若桜町役場及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十八号

若桜町から申請のあつた町営土地改良（吉川地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十九号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(不香田地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(長砂地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十一号

福部村から申請のあつた村営土地改良(湯山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十二号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良(赤波地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十一年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十三号

過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第十三条第一項の規定に基づく村道の改築に関する工事を次のとおり完了するので、過疎地域対策緊急措置法施行令(昭和四十五年政令第四百号)第六条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年五月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事の完了の日
佐治村道 高山線	八頭郡佐治村大字福園字イカリ一七一番の二の先から同村大字福園字林立イカリ一五番次一の先まで	改築	昭和五十一年五月六日

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和51年5月4日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

乙種危険物取扱者試験 昭和51年6月17日 午前10時から
丙種危険物取扱者試験 昭和51年6月17日 午後1時から

(2) 試験の場所

鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁
倉吉市巖城279 鳥取県中部総合事務所
米子市糺町1の160 鳥取県西部総合事務所
米子市富士見町2の162 米子市消防本部

2 試験の種類

ア 乙種危険物取扱者試験（第4類の危険物に限る。）

イ 丙種危険物取扱者試験

3 受験資格

乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、6月以上危険物取扱いの実務経験を有する者に限る。

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和51年5月18日から昭和51年5月22日まで

（郵送による場合は、5月22日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真 1枚

（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

エ その他

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付するとともに、その免状を試験当日提出すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 乙種危険物取扱者試験 1,000円
イ 丙種危険物取扱者試験 800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町1丁目220 鳥取県総務部消防防災課